

議事日程 (第3号)

平成29年 3月 9日 午前10時00分開議

- 日程第 1 第 1 号議案 平成28年度中間市一般会計補正予算 (第4号)
- 日程第 2 第 2 号議案 平成28年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算 (第4号)
- 日程第 3 第 3 号議案 平成28年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算 (第3号)
- 日程第 4 第 4 号議案 平成28年度中間市介護保険事業特別会計補正予算 (第3号)
- 日程第 5 第 5 号議案 平成28年度中間市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)
- 日程第 6 第 6 号議案 平成28年度中間市病院事業会計補正予算 (第1号)
(日程第1～日程第6 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 7 第 7 号議案 中間市個人情報保護条例及び中間市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 第 8 号議案 中間市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例及び中間市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 第 9 号議案 中間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び中間市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 第10号議案 中間市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 第11号議案 中間市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 第12号議案 中間市市税条例等の一部を改正する条例
- 日程第13 第13号議案 中間市介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第14 第14号議案 中間都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

- 日程第15 第15号議案 中間市普通河川管理条例の一部を改正する条例
 日程第16 第16号議案 中間市宮野球場使用条例の一部を改正する条例
 (日程第7～日程第16 委員長報告・質疑・討論・採決)
 日程第17 第17号議案 中間市特別児童福祉手当条例を廃止する条例
 (日程第17 委員長報告・質疑・討論・採決)
 日程第18 第18号議案 中間市道路線の認定について
 日程第19 第19号議案 中間市道路線の変更について
 (日程第18～日程第19 委員長報告・質疑・討論・採決)
 日程第20 第20号議案 平成29年度中間市一般会計暫定予算
 日程第21 第21号議案 平成29年度中間市特別会計国民健康保険事業暫定予算
 日程第22 第22号議案 平成29年度中間市住宅新築資金等特別会計暫定予算
 日程第23 第23号議案 平成29年度中間市地域下水道事業特別会計暫定予算
 日程第24 第24号議案 平成29年度中間市公共下水道事業特別会計暫定予算
 日程第25 第25号議案 平成29年度中間市公共用地先行取得特別会計暫定予算
 日程第26 第26号議案 平成29年度中間市介護保険事業特別会計暫定予算
 日程第27 第27号議案 平成29年度中間市後期高齢者医療特別会計暫定予算
 日程第28 第28号議案 平成29年度中間市水道事業会計暫定予算
 日程第29 第29号議案 平成29年度中間市病院事業会計暫定予算
 (日程第20～日程第29 質疑・委員会付託)
 日程第30 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (18名)

1番 山本 慎悟君	2番 安田 明美君
3番 田口 善大君	4番 小林 信一君
5番 宮下 寛君	6番 青木 孝子君
7番 田口 澄雄君	8番 掛田るみ子君
9番 草場 満彦君	10番 中尾 淳子君
11番 堀田 英雄君	12番 佐々木晴一君
13番 植本 種實君	14番 中野 勝寛君
15番 原田 隆博君	16番 下川 俊秀君
17番 井上 太一君	18番 米満 一彦君

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

説明のため出席した者の職氏名

市長職務代理者副市長	……………	後藤 哲治君	
教育長	…………… 増田 俊明君	総務部長	…………… 園田 孝君
総合政策部長	…………… 藤崎 幹彦君	市民部長	…………… 柴田精一郎君
保健福祉部長	…………… 小南 敏夫君	建設産業部長	…………… 間野多喜治君
教育部長	…………… 濱田 孝弘君		
環境上下水道部長	……………	久野 裕彦君	
市立病院事務長	… 貞末 孝光君	消防長	…………… 三船 時彦君
総務課長	…………… 後藤 謙治君	財政課長	…………… 田代 謙介君
企画政策課長	…………… 蔵元 洋一君	課税課長	…………… 森満 学君
人権男女共同参画課長	……………	蛙田 由美君	
福祉支援課長	…………… 亀井 誠君	健康増進課長	…………… 岩河内弘子君
介護保険課長	…………… 冷牟田 均君	土木課長	…………… 藤田 晃君
生涯学習課長	…………… 古賀 敬英君	上水道課長	…………… 井上 一君
下水道課長	…………… 岩切 伸一君	市立病院課長	…………… 末廣 勝彦君

事務局出席職員職氏名

事務局長	西村 拓生君	書 記	八汐 雄樹君
書 記	熊谷 浩二君	書 記	池田 恭君

議案の委員会付託表

平成29年 3月 9日

第1回中間市議会定例会

議案番号	件名	付託委員会
第20号議案	平成29年度中間市一般会計暫定予算	別表3
第21号議案	平成29年度中間市特別会計国民健康保険事業暫定予算	市民厚生
第22号議案	平成29年度中間市住宅新築資金等特別会計暫定予算	
第23号議案	平成29年度中間市地域下水道事業特別会計暫定予算	産業消防
第24号議案	平成29年度中間市公共下水道事業特別会計暫定予算	
第25号議案	平成29年度中間市公共用地先行取得特別会計暫定予算	総合政策
第26号議案	平成29年度中間市介護保険事業特別会計暫定予算	市民厚生
第27号議案	平成29年度中間市後期高齢者医療特別会計暫定予算	
第28号議案	平成29年度中間市水道事業会計暫定予算	産業消防
第29号議案	平成29年度中間市病院事業会計暫定予算	市民厚生

別表 3

平成29年度中間市一般会計予算

条	付託事項	付託委員会
第1条	第1表 歳入歳出暫定予算	別表4
第2条	第2表 債務負担行為	各委員会
第3条	第3表 地方債	総合政策
第4条	一時借入金	
第5条	歳出予算の流用	

別表 4

歳入

款別	款別	付託委員会
全款	各所管に係るもの	各委員会

歳出

款別	款名	項別	付託委員会
1	議会費	全項	総合政策
		全項(他の所管に係る分を除く)	
2	総務費	1項5目・8目・10目の一部	産業消防
		1項1目・10目の一部、2項1目の一部、2項2目、3項1目の一部、3項2目	市民厚生
		全項(他の所管に係る分を除く)	
3	民生費	1項1目・3目の一部、1項13目、2項1目・4目・6目の一部、3項1目の一部	総合政策
		全項(他の所管に係る分を除く)	
4	衛生費	全項(他の所管に係る分を除く)	市民厚生
		1項1目の一部、2項1目の一部、3項1目	総合政策
		1項1目の一部、1項3目、2項1目	産業消防
5	労働費	全項(他の所管に係る分を除く)	
		1項1目の一部	市民厚生
6	農林水産業費	全項(他の所管に係る分を除く)	産業消防
		1項2目・4目の一部	総合政策
7	商工費	全項(他の所管に係る分を除く)	産業消防
		1項1目の一部、1項3目、1項4目の一部	総合政策
8	土木費	全項(他の所管に係る分を除く)	産業消防
		1項1目の一部、2項3目の一部、4項1目・2目の一部、5項1目の一部	総合政策
9	消防費	全項(他の所管に係る分を除く)	産業消防
		1項1目の一部、1項4目	総合政策
10	教育費	全項	
11	災害復旧費	全項	産業消防

12	公債費	全 項	総合政策
13	予備費	全 項	

午前9時59分開議

○議長（山本 慎悟君）

おはようございます。ただいままでの出席議員は17名で定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第1. 第1号議案

日程第2. 第2号議案

日程第3. 第3号議案

日程第4. 第4号議案

日程第5. 第5号議案

日程第6. 第6号議案

○議長（山本 慎悟君）

これより日程第1、第1号議案から日程第6、第6号議案までの平成28年度各会計補正予算6件を一括議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、下川俊秀総合政策委員長。

○総合政策委員長（下川 俊秀君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第1号議案のうち、総合政策委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の補正予算は、国の第二次補正予算において創設された地方創生拠点整備交付金を活用し、地方創生の深化に向けた地域経済の活性化を推進する事業が主な内容となっており、歳入歳出それぞれ3億8,030万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ188億9,860万円とするものです。

歳入の主なものとしては、金額の確定に伴い、普通交付税が2,010万円、臨時財政対策債が1億3,740万円と大幅に減額されている一方、繰入金において財政調整基金繰入金が4億2,000万円増額されております。

また、教育費国庫補助金のうち学校施設環境改善交付金において、27年度補正予算及び28年度当初予算における重複計上分を減額し、トイレ改善工事等に係る額を増額計上した結果、290万円の増額となっております。

歳出の主なものとして、総務費では社会保障・税番号制度システム整備委託料が610万円増額され、遠賀川水源地ポンプ室の解説案内板及び記念銘の設置委託料については、入札による執行残により、合計170万円減額されております。

民生費においては、特別会計の繰出金として後期高齢者医療は420万円、介護保険事

業は1,640万円それぞれ減額となっておりますが、厳しい財政状況の続く国民健康保険事業へは、9月補正の3億円に引き続き、今回も2億円の法定外繰り入れが行われております。

商工費においては、曲川周辺に設置予定であった本市出身の著名人に関する看板製作事業の中止に伴い、900万円が減額されております。

教育費においては、27年度補正予算及び28年度当初予算における重複計上分1億920万円が減額されるとともに、29年度に繰り越して実施される小学校3校のトイレ改善事業等合わせて1億1,810万円が増額されております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に採決いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（山本 慎悟君）

次に、中尾淳子市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（中尾 淳子君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第1号議案のうち、市民厚生委員会に付託されました所管部分並びに第2号議案、第4号議案、第5号議案、第6号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第1号議案平成28年度中間市一般会計補正予算（第4号）につきまして申し上げます。

歳出の主なものは、民生費の社会福祉費において、市県民税非課税者約1万2,000人を対象に、1万5,000円の給付金を支給する経済対策臨時福祉給付金支給事業に1億9,260万円が計上されております。

また、地域総合福祉会館外壁改修工事が工法の変更により3,980万円減額されております。

その他では、児童福祉費において児童手当給付費、児童扶養手当給付費が支給対象の減少により合わせて4,790万円減額されております。

次に、歳入の主なものは、民生費において経済対策臨時福祉給付金支給業務事業費及び事務費国庫補助金が1億9,260万円増額され、地域密着型施設等整備県補助金が3,650万円減額されるなどしております。

合計で国庫負担金は910万円の減額、国庫補助金は1億6,320万円の増額、県負担金は130万円の増額、県補助金は5,180万円の減額となっております。

討論において、委員から「マイナンバーに関する補正予算が計上されているが、マイナンバー制度はプライバシーを侵害し、詐欺、成り済まし等の犯罪に利用される危険性がある。また、社会保障の給付削減を狙うもので、自治体の負担も大きいことから、反対する」との意見がありました。

次に、第2号議案平成28年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第4号）について申し上げます。

歳出の主なものは、医療費の減少により、一般被保険者療養給付費が7,990万円減額されております。また直営診療施設への補助金決定により、直営診療施設繰出金が1,180万円増額されております。

次に、歳入の主なものは、被保険者の減少等により、国民健康保険税が1,010万円、一般被保険者療養給付費の減額により国庫療養給付費等負担金が2,550万円、普通調整交付金が1,070万円減額されております。

また、直営診療施設繰出金の増額に伴い、国庫特別調整交付金が1,180万円追加され、法定繰入金の確定に伴い、保険基盤安定繰入金が950万円追加され、財政安定化支援事業繰入金が250万円減額されております。

平成28年度の決算見込みは昨年度に続き、大変厳しい財政状況であることから、一般会計からの法定外繰入金として国民健康保険税及び医療費支援繰入金が2億円追加されております。

また、歳入欠陥補填収入については、2億4,310万円が減額されております。

以上により、歳入歳出それぞれ6,814万円が減額され、予算の総額を歳入歳出それぞれ81億3,610万円とするものです。

次に、第4号議案平成28年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）につきまして報告申し上げます。

まず、歳出の主なものは、保険給付費において地域密着型介護サービス給付費及び施設介護サービス給付費が合わせて1億400万円減額されております。また、地域支援事業費において任意事業に要する経費について委託料及び扶助費が500万円、介護予防生活支援サービス事業に要する経費が1,650万円、介護予防ケアマネジメント事業に要する経費が500万円それぞれ減額され、介護給付費準備基金積立金が8,000万円追加されております。

次に、歳入の主なものは、第1号被保険者介護保険料が1,260万円、国庫支出金が2,770万円、支払基金交付金が3,550万円、県支出金が2,160万円、一般会計繰入金が1,640万円それぞれ減額され、前年度繰越金が6,400万円追加されております。

以上により、保険事業勘定の予算の総額から歳入歳出それぞれ5,200万円が減額され、介護サービス事業勘定を加えた予算の総額を歳入歳出それぞれ49億299万円とするものです。

次に、第5号議案平成28年度中間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして申し上げます。

まず歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金が1,940万円追加されております。

次に歳入では、後期高齢者医療保険料が530万円、前年度繰越金が1,820万円、それぞれ追加され、保険基盤安定繰入金が420万円減額されております。

以上により、歳入歳出それぞれ1,942万円が追加され、予算の総額を歳入歳出それぞれ7億6,523万円とするものです。

次に、第6号議案平成28年度中間市病院事業会計補正予算（第1号）につきまして申し上げます。

まず、収益的収入について、国民健康保険直診施設交付金が確定見込みであることにより、病院事業収益の医業外収益が1,255万円追加されております。

また、支出において、前年度の診療報酬請求の審査による減額等から病院事業費用が1,300万円追加されております。

この結果、病院事業収益における予算の総額を22億2,482万円、また病院事業費用における予算の総額を22億2,253万5,000円とするものです。

次に、資本的収入について、主に資本的支出において医療機器の購入を抑えたことで、その財源として借り入れる企業債が減少したことにより、固定資産整備企業債が5,650万円減額されております。また、支出について器械備品等購入費が5,042万円減額されております。

この結果、資本的収入における予算の総額を9,687万7,000円、また資本的支出における予算の総額を1億2,395万9,000円とするものです。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,708万2,000円については、全額を損益勘定留保資金で補填するということです。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後にそれぞれ採決いたしました結果、第1号議案については賛成多数で、第2号議案、第4号議案、第5号議案、第6号議案については、全員賛成で原案どおり可決すべきであると決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（山本 慎悟君）

最後に、佐々木晴一産業消防委員長。

○産業消防委員長（佐々木晴一君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第1号議案のうち、産業消防委員会に付託されました所管部分及び第3号議案について、審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第1号議案平成28年度中間市一般会計補正予算（第4号）について申し上げます。

今回の補正予算の内容は、商工費では商工業振興費において、地方創生拠点整備交付金を活用し、なかまハーモニーホールの敷地内に、希望者に賃借する中間市チャレンジシヨ

ップを設け、実際に起業、経営を行ってもらい、市内商工業の振興とにぎわいの創出を目的とする事業の実施に向けた施設整備費用等に9,900万円が増額されております。

土木費では、住宅建設改良費において、中鶴地区住環境整備事業に伴う調査委託料及び解体工事費用等で3,400万円が減額されております。また、公園費において、中底井野ポケットパーク設置工事等で400万円が減額されております。

討論において、委員から「チャレンジショップについては、中間市の活性化を図るものとして、基本的には賛成であるが、9,900万円というかなりの金額が計上されているので、内容の検証や市内で事業が行われるように努力をしてほしい」との意見がありました。

次に、第3号議案平成28年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

今回の補正予算の内容は、平成28年度に施工されております公共下水道整備工事におきまして、工法変更等により、平成28年度中に工事が完成する見込みがなくなったことから、3款建設費の工事請負費1億3,300万円を平成29年度に繰り越すものとなっております。

最後に、それぞれ採決しました結果、第1号議案、第3号議案ともに全員賛成で、原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（山本 慎悟君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本 慎悟君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

第1号議案一般会計補正予算について、反対討論をいたします。

補正予算にはマイナンバーに関する予算を計上しております。マイナンバー制度は、国民のプライバシーを侵害し、詐欺や成り済ましなどの犯罪に利用される危険があります。

また、この制度は、社会保障の給付削減を狙うものであり、自治体にとってもシステム改修を初め、さまざまな業務がふえ、費用負担も相当の額に上ることが予想されますことから、反対といたします。

また、財政運営について、意見を付して賛成といたします。今年度の新たな市債の借入額が12億1,000万円ですが、その中には、後日国から交付税として措置される臨時財政対策債が当初予算で6億2,000万円ありますので、実質的な新たな借り入れは5億9,000万円です。

一方、返済は19億5,000万円ですから、差し引き13億6,000万円の超過返済となります。臨時財政対策債を除く地方債は、松本市長就任前の平成15年度の179億1,000万円が65億6,000万円となり、113億5,000万円も減っています。

その結果として、平成21年度に3億5,000万円ありました利子払いが今回の補正では1億2,800万円で、約2億2,000万円も減っています。市債は平成15年度と平成21年度の間に約40億円減っていますので、利子払いの差はもっと大きいと思われます。

いつも市長や市当局は財政が苦しいと言いますが、返済のために使った結果として、ただ厳しいだけでは納得できません。財政が厳しいから、各種市民の支払いの引き上げや社会保障の切り捨ては当然ということにはならないと思います。問題は、財政運用の優先順位を何にするかではないでしょうか。

市当局は、地方交付税が大幅に減額されていることを強調していますが、昨年度の普通交付税2,000万円の減額に対して、地方消費税交付金は3億3,000万円もふえています。自治体は会社組織ではありませんので、利潤の追求を目的としていません。もともと収支はとんとんの状況でよいと思います。住民の生活の安定を第一に考えた計画的な財政運営を求めるものです。

○議長（山本 慎悟君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本 慎悟君）

これにて討論を終結いたします。

これより、第1号議案から第6号議案までの平成28年度各会計補正予算6件を順次採決いたします。

議題のうち、まず第1号議案平成28年度中間市一般会計補正予算（第4号）を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（山本 慎悟君）

起立多数であります。よって、第1号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第2号議案平成28年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第4号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本 慎悟君）

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第3号議案平成28年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本 慎悟君）

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第4号議案平成28年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本 慎悟君）

ご異議なしと認めます。よって、第4号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第5号議案平成28年度中間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本 慎悟君）

ご異議なしと認めます。よって、第5号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第6号議案平成28年度中間市病院事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本 慎悟君）

ご異議なしと認めます。よって、第6号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第 7. 第 7号議案

日程第 8. 第 8号議案

日程第 9. 第 9号議案

日程第10. 第10号議案

日程第11. 第11号議案

日程第12. 第12号議案

日程第13. 第13号議案

日程第14. 第14号議案

日程第15. 第15号議案

日程第16. 第16号議案

○議長（山本 慎悟君）

これより日程第7、第7号議案から日程第16、第16号議案までの条例改正10件を一括して議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、下川俊秀総合政策委員長。

○総合政策委員長（下川 俊秀君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第7号議案、第8号議案、第9号議案、第10号議案、第11号議案及び第16号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

まず、第7号議案について申し上げます。

今回の条例改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の一部改正に伴い、条例に生じた条項のずれを改正するものです。

なお、条例の施行日は本年5月30日となっております。

次に、第8号議案について申し上げます。今回の条例改正は、地方公務員法の一部改正に伴い、人事行政の運営状況の報告事項に人事評価の状況を加えるとともに、人事評価の評価結果を、管理職職員の勤勉手当に反映させるための改正です。

なお、条例の施行日は本年4月1日となっております。

次に、第9号議案について申し上げます。今回の条例改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、育児または家族介護を行う職員の職業生活と家庭生活との両立を支援するため、育児休業等の対象となる子の範囲を拡大するとともに、介護休暇制度等の拡充を行うための改正です。

なお、条例の施行日は本年4月1日となっております。

次に、第10号議案について申し上げます。今回の条例改正は、厳しい財政状況を踏ま

え、本年4月から7月までの特別職の給料及び期末手当を減額して支給するための改正で、減額率につきましては、市長は20%、副市長及び教育長は10%となっております。

討論において、委員から、管理職手当にも連動させるようなカットの仕方はやるべきではない。また、これを口実に財政が厳しいからといって、市民の負担をふやしたり、社会保障がカットされる恐れもあるため、反対するとの意見がありました。

次に、第11号議案について申し上げます。今回の条例改正は、本年度の人事院勧告に基づき、勤勉手当の1年間の総額の調整を行うための改正です。

なお、条例の施行日は本年4月1日となっております。

最後に、第16号議案について申し上げます。今回の条例改正は、本市出身の元プロ野球選手、監督である故仰木彬氏の多大なる功績をたたえ、中間市営野球場の名称を、中間仰木彬記念球場に変更するための改正です。

なお、条例の施行日は本年4月1日となっております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。最後にそれぞれ採決いたしました結果、第7号議案、第8号議案は賛成多数で、第9号議案、第11号議案及び第16号議案は全員賛成でそれぞれ原案どおり可決すべきと、また第10号議案は賛成少数で否決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（山本 慎悟君）

次に、中尾淳子市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（中尾 淳子君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第12号議案及び第13号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第12号議案中間市市税条例等の一部を改正する条例につきまして申し上げます。

今回の条例改正は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律が施行されたことに伴うものです。

改正の内容としましては、まず個人住民税における住宅ローン控除制度の適用時期を2年延長いたしております。また、軽自動車税の環境性能割制度の導入や、法人市民税の税率の引き下げ等消費税関連の税制改正を法律改正に基づき、平成31年10月1日に延期いたしております。

なお、施行日につきましては公布の日からとなっております。

次に、第13号議案中間市介護保険条例の一部を改正する条例につきまして申し上げます。

今回の条例改正は、介護保険法施行令の一部を改正する政令が制定されたことに伴うも

のです。

改正の内容としましては、第1号被保険者の保険料段階の判定基準として採用されております合計所得金額から譲渡所得に係る特別控除額を控除するものです。このことで、被災地の防災集団移転促進事業や土地収用等の本人の責めに帰さない土地の売却により、介護保険料が高額になることが防止されます。

なお、施行日につきましては、平成29年4月1日からとなっております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、採決いたしました結果、第12号議案、第13号議案ともに全員賛成で、原案どおり可決すべきであると決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。委員長の報告を終わります。

○議長（山本 慎悟君）

最後に、佐々木晴一産業消防委員長。

○産業消防委員長（佐々木晴一君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第14号議案及び第15号議案につきまして審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第14号議案中間都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例につきまして申し上げます。

今回の条例改正は、福岡県都市計画基本方針の改正により、中間都市計画、北九州都市計画及び苅田都市計画が統合され、北九州広域都市計画となったことに伴い、条例名を中間都市計画下水道事業受益者負担に関する条例から、中間市公共下水道事業受益者負担に関する条例とするものであります。

また、あわせて条例における用字用語の見直しも行っております。

なお、施行日につきましては、公布の日となっております。

次に、第15号議案中間市普通河川管理条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、平成18年に本条例の改正が行われ、10年が経過し、内容の見直しを行う必要が生じたことによるものであります。

改正の主な内容としましては、まず占用料等につきまして、中間市道路線占用徴収条例にあわせて、占用料の減免に係る規定を設けるものであります。

次に、県内における公共工事等からの暴力団排除の機運の高まりを受けまして、暴力団排除の規定を条例にうたうものであります。

最後に、昨年、行政不服審査法の全部が改正されたことに伴い、教示を別紙から様式第2号に記載するよう改め、事務処理の正確性を図るものであります。また、条例における用字用語の見直し等もあわせて行っております。

なお、条例の施行日につきましては、本年4月1日となっております。

最後に、それぞれ採決しました結果、第14号議案、第15号議案ともに全員賛成で、原案のとおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（山本 慎悟君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本 慎悟君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君）

日本共産党の田口澄雄君です。まず、第7号議案について反対意見を申し述べます。

今回の条例改定の前に、このような個人番号で、国民全てをくくるような行政処理の仕方自体に問題があります。世界でも個人ナンバーを国民につける制度はありますが、全てを同一ナンバーでくくるようなことはやっていません。

そうした外国でも、個人番号の不正流出や不正使用による成り済まし等の犯罪が問題になっている中で、このような危険な運用はやめるべきだと思います。

以上により、この条例改定には反対をいたします。

次に、第8号議案について反対意見を申し述べます。

この条例は、人事評価結果の報告の義務づけと勤勉手当の支給内容の変更により職員間に格差をつけるための制度運用です。

特定の人への減額分を他の人に割り振る制度です。人事評価の実施が職員同士の不当な競争を生み出し、結果として職場の和を壊し、職員のやる気をそぐものであることは、従前に実施された自治体での意識調査や、成果主義という形で先行して実施した諸外国や国内の民間諸会社からの結果からも明白です。

例えばさきに実施した大阪府では、評価者、被評価者のアンケートでは、資質能力、勤務意欲の向上につながると思わないとの回答がそれぞれ74.7%、70.4%と高率を占めています。

また、1995年からこれを進めてきた日本経団連自体が、成果主義人事、賃金制度で生じてきた問題点として五つの項目を上げています。そこでは、仕事に対する意欲の低下や、人事異動の硬直化、評価への不満、部下や後輩の育成の敬遠、連携、意思疎通の支障、つまり和を壊すことが明確に述べられています。

これは、そのまま公務員への適用にも当てはまり、もともと総人件費の抑制が目的であるため、圧倒的多数の職員にはやる気を出させるより、むしろ意欲をなくさせるものであります。

また、こうした総人件費の抑制が個々の企業や組織では成功と評価されても、国内全体

の経済から見ますと、ただ縮小させ、疲弊させ、不況を長引かせるだけです。

諸外国からこのようなやり方は、将来に向かっては通用しないと指摘をされています。即刻中止を求めます。

以上により、この条例改定には反対をいたします。

次に、第9号議案についてです。

これについては賛成意見を申し述べます。我が国の休暇制度が諸外国に比べ、非常におくれている実態は事実であります。そのために、法律を改正して、よりよい条件づくりに努めることは否定すべきことではありません。

しかし、実質的な保障が担保されなければ、それは絵に描いた餅になってしまいます。

育児や介護の休暇制度も、少子高齢化という社会状況を考えると、その充実は必然であります。この間の大幅な人員削減の実態を無視し、ただ休めるという条件だけを準備しても、喜べるような結果は出てきません。特に中間市は、他の自治体以上の行革の遂行の中で、職員数が極端に削減されています。

そのような状況を放置したままで、休暇を付与しても、残された職員の加重負担になるだけであります。

休暇の付与と同時に、人事的な条件整備を同時に求めて、意見を付しての賛成といたします。

次に、第10号議案中間市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例に対して、反対意見を申し述べます。

この条例の施行は、管理職職員の手当のカットに連動すると聞いています。いたずらに財政の厳しさを強調し、職員の生活費である諸手当の削減をすることは、容認できません。財政が厳しいか否かについては、先ほどの補正予算の反対意見でも述べられましたので繰り返しません。財政の厳しさを理由としてのカットは、現実の財政の実態から通用しない論理だと思います。

今までも、中間市財政の厳しさを口実に、国民健康保険税の引き上げや、いろんな市民への施策が切り捨てられてきました。そうした手法はやめてほしいと思います。また、このことによる職員のやる気の喪失も問題となります。そうしたことから、この条例改定には反対をいたします。

○議長（山本 慎悟君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本 慎悟君）

これにて討論を終結いたします。

これより、第7号議案から第16号議案までの条例改正10件を順次採決いたします。

議題のうち、まず第7号議案中間市個人情報保護条例及び中間市行政手続における特定

の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を、起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（山本 慎悟君）

起立多数であります。よって、第7号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第8号議案中間市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例及び中間市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（山本 慎悟君）

起立多数であります。よって、第8号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第9号議案中間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び中間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（山本 慎悟君）

ご異議なしと認めます。よって、第9号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第10号議案中間市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を、起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は否決でありますので、原案について採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（山本 慎悟君）

起立少数であります。よって、第10号議案は否決されました。

次に、第11号議案中間市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（山本 慎悟君）

ご異議なしと認めます。よって、第11号議案は委員長の報告のとおり可決することになりました。

次に、第12号議案中間市市税条例等の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本 慎悟君）

ご異議なしと認めます。よって、第12号議案は委員長の報告のとおり可決することになりました。

次に、第13号議案中間市介護保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本 慎悟君）

ご異議なしと認めます。よって、第13号議案は委員長の報告のとおり可決することになりました。

次に、第14号議案中間都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本 慎悟君）

ご異議なしと認めます。よって、第14号議案は委員長の報告のとおり可決することになりました。

次に、第15号議案中間市普通河川管理条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本 慎悟君）

ご異議なしと認めます。よって、第15号議案は委員長の報告のとおり可決することになりました。

次に、第16号議案中間市営野球場使用条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本 慎悟君)

ご異議なしと認めます。よって、第16号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第17. 第17号議案

○議長(山本 慎悟君)

次に、日程第17、第17号議案中間市特別児童福祉手当条例を廃止する条例を議題とし、市民厚生委員長の報告を求めます。中尾淳子市民厚生委員長。

○市民厚生委員長(中尾 淳子君)

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第17号議案中間市特別児童福祉手当条例を廃止する条例について、審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回廃止する条例は、昭和45年に設置され、18歳未満の知的または身体に重度の障がいをもつ児童の福祉増進を図ることを目的として、当該児童を家庭で監護、養育している保護者に特別児童福祉手当月額2,000円を支給するものです。

本条例の設置から50年近くが経過し、現在では障がい児に対する支援サービス等の拡充により、当該児童を養育する保護者の経済的負担は軽減されており、障がい児の福祉の増進が図られ、本条例の目的が達成されたと見られることから廃止するものです。

なお、施行日につきましては、平成29年4月1日となっております。

討論において、委員から「障がい者福祉制度は一定の充実を見せてきたが、現在では障がい児を抱えていない家族でも、生活を切り詰めるを得ない状況である。障がい児を抱える家族は、さらに厳しい生活を強いられていることから、月額2,000円の特別児童福祉手当を廃止することには反対する」との意見がありました。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に採決いたしました結果、第17号議案は、賛成多数で原案どおり可決すべきであると決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。委員長の報告を終わります。

○議長(山本 慎悟君)

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本 慎悟君)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。青木孝子さん。

○議員(6番 青木 孝子君)

第17号議案中間市特別児童福祉手当条例を廃止する条例について、共産党市議団を代表いたしまして、反対討論をいたします。

1970年に心身障害者対策基本法が制定され、その後1981年には国連の国際障害者年を契機とした取り組みもあり、戦後、我が国の障がい者福祉制度の整備やその理念のあり方に一定の充実を見せてきました。その背景には、戦後の高度経済成長がもたらした生活があります。

このような変化の中で、障がい児とその家族は物心両面の支えを得たように見えます。しかし、現在は障がいを持っていない家族でも生活を切り詰めるを得ない状況であり、障がい児を抱える家族の生活は、さらに厳しい生活を強いられています。

以上のことから、対象者の障がい者に月額2,000円支払いするという、特別児童福祉手当の条例廃止に反対をいたします。

○議長（山本 慎悟君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本 慎悟君）

これにて討論を終結いたします。

これより第17号議案中間市特別児童福祉手当条例を廃止する条例を、起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立をお願いします。

（起立）

○議長（山本 慎悟君）

起立多数であります。よって、第17号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第18. 第18号議案

日程第19. 第19号議案

○議長（山本 慎悟君）

次に、日程第18、第18号議案及び日程第19、第19号議案の市道路線2件を一括議題とし、産業消防委員長の報告を求めます。佐々木晴一産業消防委員長。

○産業消防委員長（佐々木晴一君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第18号議案及び第19号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第18号議案中間市道路線の認定について申し上げます。

今回認定される路線は、太師台9号線の1路線であります。この路線につきましては、当該地域住民の生活道路として使用されている道路が狭小で、緊急車両等の進入が困難で

あることから、これを解消するために整備したものとなっております。

次に、第19号議案中間市道路線の変更について申し上げます。今回変更される路線は、御座ノ瀬・中ノ谷線及び瑞穂団地9号線の2路線であります。

まず、御座ノ瀬・中ノ谷線については、御座ノ瀬・中ノ谷バイパスの一部が、供用を開始することに伴うものであります。

次に、瑞穂団地9号線については、本路線の延長線上に民地との接道が確保できない箇所があることから、接道を確保するために、本路線を延長する変更となっております。

以上3路線につきましては、全て現地において確認を行い、執行部より詳細な説明を受けております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後にそれぞれ採決しましたところ、第18号議案、第19号議案ともに全員賛成で、原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます、委員長の報告を終わります。

○議長（山本 慎悟君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本 慎悟君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本 慎悟君）

討論なしと認めます。

これより第18号議案及び第19号議案の市道路線2件を順次採決いたします。議題のうち、まず第18号議案中間市道路線の認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本 慎悟君）

ご異議なしと認めます。よって、第18号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第19号議案中間市道路線の変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本 慎悟君）

ご異議なしと認めます。よって、第19号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第20. 第20号議案

日程第21. 第21号議案

日程第22. 第22号議案

日程第23. 第23号議案

日程第24. 第24号議案

日程第25. 第25号議案

日程第26. 第26号議案

日程第27. 第27号議案

日程第28. 第28号議案

日程第29. 第29号議案

○議長（山本 慎悟君）

次に、日程第20、第20号議案から日程第29、第29号議案までの平成29年度各会計暫定予算10件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本 慎悟君）

質疑なしと認めます。ただいま議題となっております平成29年度各会計暫定予算10件は、会議規則第37条第1項の規定により、それぞれ所管の各常任委員会に付託いたします。

日程第30. 会議録署名議員の指名

○議長（山本 慎悟君）

これより日程第30、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、議長において掛田るみ子さん及び米満一彦君を指名いたします。

○議長（山本 慎悟君）

以上で、本日の日程は全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

午前10時51分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 山 本 慎 悟

議 員 掛 田 る み 子

議 員 米 満 一 彦